

政令 26 業務等の付随的な業務について

平成 24 年 3 月 27 日

厚生労働省 派遣・有期労働対策部
需給調整事業課

派遣受入期間の制限について

業務によって、派遣先が同一の業務に派遣を受け入れる期間に制限を設けている。

業務	派遣受入期間の制限
物の製造、軽作業、一般事務など	原則1年間 (過半数労働組合等の意見を聴いた上で、3年間まで延長できる。)
26業務など(※)	なし

※その他派遣受入期間の制限がないもの

- 3年以内の有期プロジェクト業務
- 日数限定業務(1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下)
- 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- 介護休業等を取得する労働者の業務

専門的な知識等を必要とする業務について

「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」、又は「その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」として政令で定める業務

1ソフトウェア開発	8ファイリング	15建築設備運転、点検、整備	21インテリアコーディネーター
2機械設計	9調査	16受付・案内、駐車場管理等	22アナウンサー
3放送機器等操作	10財務処理	17研究開発	23OAインストラクション
4放送番組等演出	11取引文書作成	18事業の実施体制の企画、立案	24テレマーケティング
5事務用機器操作	12デモンストレーション	19書籍等の制作・編集	25セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
6通訳、翻訳、速記	13添乗	20広告デザイン	26放送番組等の大道具・小道具
7秘書	14建築物清掃		

○ もともと1999年(平成11年)改正で派遣可能業務が原則自由化(ネガティブリスト化)される以前は、労働者派遣を行うことができる業務が、これらの26業務に限定されていたもの。

○ 原則自由化に伴い、新たに派遣可能となった26業務以外の業務については、派遣可能期間が1年(平成15年改正で最長3年に延長)に、26業務については、派遣可能期間の制限を受けないこととなった。

労働者派遣法・労働者派遣法施行令の参照条文

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二～四（略）

2～5（略）

6 厚生労働大臣は、第一項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号若しくは第四号の厚生労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）（抄）

（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務）

第四条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。第二十三号及び第二十五号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務
- 二 機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第二十五号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務
- 三 映像機器、音声機器等の機器であつて、放送番組等（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務
- 四 放送番組等の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）
- 五 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器（第二十三号において「事務用機器」という。）の操作の業務
- 六 通訳、翻訳又は速記の業務
- 七 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務
- 八 文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従つてする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）の業務
- 九 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務
- 十 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務
- 十一 外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第二条第一項第一号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二条第一号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。）の業務

- 十二 電子計算機、自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務
- 十三 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）若しくは同法第四条第一項第四号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務
- 十四 建築物における清掃の業務
- 十五 建築設備（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備をいう。次号において同じ。）の運転、点検又は整備の業務（法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。）
- 十六 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務、建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であつて当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第十四号に掲げる業務を除く。）
- 十七 科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第一号及び第二号に掲げる業務を除く。）
- 十八 企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。）
- 十九 書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務
- 二十 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次号に掲げる業務を除く。）
- 二十一 建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。）
- 二十二 放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に

付随して行う業務であつて、放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。)

二十三 事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

二十四 電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

二十五 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

二十六 放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務（法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。）

労働者派遣事業関係業務取扱要領（抄）

第9 派遣先の講ずべき措置等

4 派遣受入期間の制限の適切な運用

(1) 概要

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（一部の業務を除く。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない（法第40条の2）。

(2) 意義

「臨時的・一時的」な労働力の適正・迅速な需給調整のために行う労働者派遣について、派遣先における常用雇用労働者の派遣労働者による代替の防止の確保を図るためである。

(3) 派遣受入期間の制限を受ける業務の範囲

イ 派遣先は、次の①から⑤までの場合を除いて、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から派遣可能期間（(5)により意見聴取を経て3年以内の派遣受入期間が定められている場合は当該定められた期間、それ以外の場合は1年）を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

① 次の(i)又は(ii)に該当する業務であって、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして二に掲げる業務（令第4条）（「26業務」）

(i) その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

(ii) その業務に従事する労働者について、雇用形態の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

② 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの（「有期プロジェクト業務」）

③ その業務が1か月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、月10日以下である業務（「日数限定業務」）

(i)～(iv) 略

④ 産前産後休業及び育児休業、並びに産前休業に先行し、又は産後休業若しく

は育児休業に後続する休業であって、母性保護又は子の養育をするための休業をする場合における当該労働者の業務（則第33条）

- ⑤ 介護休業及び介護休業に後続する休業であって、育児・介護休業法第2条第4号に規定する対象家族を介護するためにする休業をする場合における当該労働者の業務（則第33条の2）

なお、④及び⑤の業務については、当該業務に従事していた派遣労働者が、休業を終えて当該業務に復帰する労働者に対して引継ぎを行う場合は、当該期間が必要最小限のものである限り、④及び⑤の業務に含めて差し支えない。

- ロ イの①に該当する業務であっても、イの①から⑤までに掲げる業務以外の業務を併せて行う労働者派遣の場合は、派遣受入期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

ただし、イの①から⑤の派遣受入期間の制限がない業務の実施に伴い、付随的にイの①から⑤以外の派遣受入期間の制限のある業務を併せて行う場合であって、かつ、派遣受入期間の制限がある業務の割合が通常の場合の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数で1割以下の場合には、全体として派遣受入期間の制限を受けない業務として取り扱って差し支えない。

なお、この場合には、労働者派遣契約において、それぞれの業務の内容及びそれぞれの業務の通常の場合の1日当たり又は1週間当たりの就業時間数又はその割合を定めることが必要である（第7の2の(1)のイの(ハ)の①及び⑤参照）。

また、派遣先は上記の制限を遵守するため就業時間の管理を的確に行う必要がある。

- ハ イの②の「一定の期間内」とは、3年以内とする。

- ニ イの①に該当する業務は、次に掲げる業務である。

（以下、略）

専門 26 業務に関する疑義応答集（抄）

2 各業務に共通する疑義解釈について

(1) 付随的な業務の考え方について

①

Q：以下については、(ア)専門 26 業務に当たる、(イ)専門 26 業務には当たらないが付随的な業務に当たる、(ウ)専門 26 業務にも付随的な業務にも当たらない、のどれに判断されるか。

- ・ 専門 26 業務に関連した打合せや指示が行われる場合の朝礼、ミーティング
- ・ 専門 26 業務の実施、準備、整理の過程で一体的に行われる場合の派遣労働者自身のごみ捨て、掃除、後片付け等
- ・ 専門 26 業務の実施、準備、整理の過程で一体的に行われ、かつ、他の労働者と適切な割合で分担しているときのごみ捨て、掃除、後片付け
- ・ 専門 26 業務の実施に電話応対を要する場合で、派遣労働者の通常使用する電話に偶然他者あての電話がかかってきた場合の電話の応対
- ・ 専門 26 業務の実施に電話応対を要する場合で、かつ、他の労働者と適切な割合で分担がなされているときの電話の応対

A：業務の実態により個々に判断するものであるが、一般に、(ア)に当たると考えられる。

②

Q：以下については、(ア)専門 26 業務に当たる、(イ)専門 26 業務には当たらないが付随的な業務に当たる、(ウ)専門 26 業務にも付随的な業務にも当たらない、のどれに判断されるか。

- ・ 他の派遣労働者や派遣先の直接雇用労働者と適切な割合で分担等がなされないまま、派遣労働者の業務とされている場合のごみ捨て、掃除、後片付け、用紙の補給、書類整理
- ・ 専門 26 業務の実施に電話応対を要する場合で、かつ、適切な割合で分担がなされず、派遣労働者の業務とされているときの電話の応対

A：業務の実態により個々に判断するものであるが、一般に、(イ)に当たると考えられる。

なお、付随的な業務とは、派遣可能期間の制限がない業務の実施に伴い、付随的に派遣可能期間の制限のある業務を併せて行う場合であって、かつ、派遣可能期間の制限がある業務の割合が通常の場合の 1 日当たり又は 1 週間当たりの就業時間数で 1 割以下の場合には派遣可能期間の制限を受けないものとされる。

③

Q：以下については、(ア)専門 26 業務に当たる、(イ)専門 26 業務には当たらないが付随的な業務に当たる、(ウ)専門 26 業務にも付随的な業務にも当たらない、のどれに判断されるか。

- ・ 専門 26 業務の実施に伴い、付随的に行うものではない業務（例えば、第 5 号業務の実施に伴い、お茶くみが必要になるとは通常は考えられないため、仮に派遣先が指揮命令し、派遣労働者にお茶くみを行わせた場合等）
- ・ 専門 26 業務の実施に電話対応を要しないときの電話の対応
- ・ 第 5 号業務と称しつつ、銀行等への入金作業、郵便物の振分け、アポイントメント取り、会議室における会議の準備や後片付け等のいわゆる一般事務を行っている場合
- ・ 第 5 号業務と称しつつ、営業、販売、勧誘、債権督促の業務を行っている場合
- ・ 第 5 号業務と称しつつ、従業員からの毎月の費用徴収、慶弔費の回収等、本来派遣先の庶務担当者が行うべき業務を行わせている場合
- ・ 派遣労働者が自発的に専門 26 業務と関係ない業務を行っている場合であっても、派遣先がそれを黙認している場合

A：業務の実態により個々に判断するものであるが、一般に、(ウ)に当たると考えられる。

なお、専門 26 業務に含まれず、付随的な業務にも当たらない業務は、専門 26 業務に併せて行う場合であっても、就業時間数にかかわらず、全体として派遣可能期間の制限を受ける。

④

Q：専門 26 業務のうちの複数の業務を組み合わせて派遣可能期間の制限を受けない労働者派遣とすることは可能か。

A：可能である。

⑤

Q：休憩はどのような業務との取り扱いになるのか。

A：休憩は、そもそも業務には該当しない。

期間制限を免れるために専門 26 業務と称した
違法派遣への厳正な対応
(専門 26 業務派遣適正化プラン)

※専門 26 業務派遣適正化プランは、平成 22 年 2 月 8 日公表

1 趣旨

派遣可能期間の制限を免れることを目的として、契約上は専門 26 業務と称しつつ、実態的には専門 26 業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門 26 業務以外の業務を行っている事案が散見されている。

このため、都道府県労働局において、3 月及び 4 月を集中的な期間とする専門 26 業務の派遣適正化のための指導監督を行うとともに、専門 26 業務の適正な運用について関係団体に対して要請。

2 集中的な指導監督の実施(平成 22 年 4 月末日現在)

【集中的な指導監督期間・・・平成 22 年 3 月及び 4 月】

(1)個別指導監督件数 891 件

うち文書指導件数 227 件

(2) 行政処分件数 4 件(全て改善命令)

3 関係団体への要請

【実施時期・・・2 月 8 日(プラン公表日)～4 月末日】

派遣元事業主の団体、派遣先となりうる経済団体、事業主の団体等に対し、訪問等により実施。

要請実施数 2, 234 件

うち厚生労働本省実施分 146 件

専門 26 業務派遣適正化プランにおける 是正指導後の労働者の雇用状況

○対象

専門 26 業務派遣適正化プランにより 3 月及び 4 月に集中的に行った指導監督の結果、
是正指導された事業主においてその対象となった派遣労働者

対象となる派遣労働者数 827 人（227 件）

○是正完了時の状況

適正な派遣（専門 26 業務）として継続

430 人 52.0%

適正な派遣（期間制限のある業務）として継続

159 人 19.2%

派遣先で直接雇用

175 人 21.2%

（うち雇用期間の定めなし）

10 人 1.2%

適正な請負等による雇用の維持

18 人 2.2%

他企業等へ就職（他社への派遣を含む）

25 人 3.0%

離職（自己都合、期間満了）

20 人 2.4%

**97.6%が
雇用維持**

※「専門 26 業務派遣適正化プラン」（平成 22 年 2 月 8 日公表）

派遣可能期間の制限を免れることを目的として、契約上は専門 26 業務と称しつつ、実態的には業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門 26 業務以外の業務を行っている事案が散見されている。

このため、都道府県労働局において、3 月及び 4 月を集中的な期間と定め指導監督を行うとともに、専門 26 業務の適正な運用について関係団体に対して要請した。

この結果、3 月及び 4 月については、指導監督 891 件のうち違反があったとして 227 件文書指導を行ったところである。なお、5 月以降も専門 26 業務については重点的に指導監督を実施することとしている。